

◎新潟県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年4月3日

新潟県新潟地域振興局長

1 退 任

理事 新潟市秋葉区大鹿671番地 山崎 廣一

退任年月日 令和2年3月17日